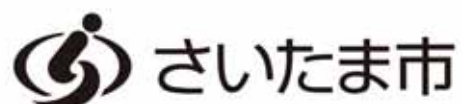


平成20年度
国の施策・予算に対する
提案・要望

平成19年8月



さいたま市政の推進につきましては、日ごろから格別の御高配、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

平成15年4月に政令指定都市に移行したさいたま市は、今年で5年目という節目の年を迎えます。この間、平成の大合併の先駆的な役割を果たすとともに、絶え間ない発展を続け、今や総人口120万人を擁する大都市へと飛躍を遂げてまいりました。

一方、我が国を取り巻く情勢は、少子高齢化、人口減少の急速な進行に加え、団塊の世代の大量退職による経済社会への影響や地方分権の進展に伴う都市間競争の激化などの大きな変化により、大変厳しい状況となっております。

本市といたしましては、こうした経済・社会構造の変化を見据えながら、中長期的な視点に立って、持続可能な魅力あるまちづくりを進めていく所存ではありますが、理想都市さいたま市を実現するためには、国の御理解と御協力が是非とも必要であります。

つきましては、平成20年度の国家予算編成に当たり、厳しい財政状況にあることは承知しておりますが、さいたま市の提案・要望事項について、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

平成19年8月

さいたま市長 相川 宗一

目 次

地方分権の推進

1 政令指定都市制度の更なる充実について・・・・・・・・・・ 2

2 真の地方分権の実現に向けた第二期改革の推進について・・・・ 3

安らぎと潤いある環境を守り育てる<環境・アメニティ>

3 資源循環型社会の推進について・・・・・・・・・・ 6

子育てを応援し、だれもが健やかに安心して暮らせる<健康・福祉>

4 国民健康保険財政の確立について・・・・・・・・・・ 8

5 障害福祉サービスに係る利用者負担のあり方について・・・・ 9

一人ひとりが生き生きと輝く個性を育む<教育・文化・スポーツ>

6 義務教育費国庫負担制度及び県費負担教職員制度について・・・・ 11

人と環境に配慮した質の高い基盤をつくる<都市基盤・交通>

7 高速鉄道東京7号線の延伸促進について・・・・・・・・・・ 13

8 水質保全上重要な地域における効果的な水質改善について・・・・ 14

産業の活力を高め、躍動する都市づくりを進める<産業・経済>

9 正規雇用の促進に向けた取組について・・・・・・・・・・ 16

安全を確保し、市民生活を支える<安全・生活基盤>

10 地震防災対策の充実強化について・・・・・・・・・・ 18

11 公共建築物の耐震化工事に対する支援制度の拡充について・・・・ 19

理解を深め合い、多彩な交流を広げる<交流・コミュニティ>

12 2008年国連軍縮会議の開催について・・・・・・・・・・ 21

目 次 省庁別

内閣官房

- 1 政令指定都市制度の更なる充実について・・・ 2

内閣府

- 1 政令指定都市制度の更なる充実について・・・ 2
- 2 真の地方分権の実現に向けた第二期改革の推進について・・・ 3
- 10 地震防災対策の充実強化について・・・ 18

総務省

- 1 政令指定都市制度の更なる充実について・・・ 2
- 2 真の地方分権の実現に向けた第二期改革の推進について・・・ 3
- 6 義務教育費国庫負担制度及び県費負担教職員制度について・・・ 11

財務省

- 2 真の地方分権の実現に向けた第二期改革の推進について・・・ 3
- 6 義務教育費国庫負担制度及び県費負担教職員制度について・・・ 11

文部科学省

- 6 義務教育費国庫負担制度及び県費負担教職員制度について・・・ 11

厚生労働省

- 4 国民健康保険財政の確立について・・・ 8
- 5 障害福祉サービスに係る利用者負担のあり方について・・・ 9
- 9 正規雇用の促進に向けた取組について・・・ 16

経済産業省

- 3 資源循環型社会の推進について・・・ 6
- 9 正規雇用の促進に向けた取組について・・・ 16

国土交通省

- 7 高速鉄道東京7号線の延伸促進・・・ 13
- 8 水質保全上重要な地域における効果的な水質改善について・・・ 14
- 11 公共建築物の耐震化工事に対する支援制度の拡充について・・・ 19

環境省

- 3 資源循環型社会の推進について・・・ 6

外務省

- 12 2008年国連軍縮会議の開催について・・・ 21

< 地方分権の推進 >

政令指定都市制度の更なる充実について

〔内閣官房・内閣府・総務省〕

政令指定都市は、大都市特有の様々な需要を抱えておりますが、大都市としての機能や特性を十分に発揮して、その責務を果たしていくためには、大都市の地域性、規模、能力に応じて、その自主性・自立性を高めていくことが重要であります。

また、政令指定都市が制度的に充実し発展することは、周辺の地方自治体を含めた圏域全体を活性化させる原動力となり、ひいては日本全体の活力の増進につながるものと考えます。

本年2月に道州制ビジョン懇談会が、また、4月には地方分権改革推進委員会が設置され、道州制ビジョン策定に向けた議論や第二期地方分権改革論議が本格的に開始されたところですが、今後の地方分権改革の中で重要な位置を占める大都市制度のあり方については、政令指定都市の実情及び意向を十分に確認しながら、議論を進めていただきますよう要望します。

また、政令指定都市が、大都市として自主的かつ自立的な行財政運営を確立するために、権限の拡充とこれに伴う税財源の充実確保を要望します。

提案・要望事項

- 1 政令指定都市が、その特性や規模、能力等に応じた行財政運営が実現できるよう、大都市の権限の拡大を図るとともに、これに見合った税財政制度のあり方について検討すること
- 2 大都市制度のあり方について十分な検討を行い、検討に当たっては、機会あるごとに政令指定都市の意見を聴く場を設けるとともに、その意見を尊重すること
- 3 大都市制度のあり方に限らず、政令指定都市の意見を広く国政に反映していく必要があることから、これまで以上に、指定都市市長会の意見を聴き、その意見を尊重すること

〔担当：政策局 都市経営戦略室〕

真の地方分権の実現に向けた第二期改革の推進について

〔内閣府・総務省・財務省〕

本年4月の地方分権改革推進法施行に伴い、地方分権改革推進委員会が設置され、第二期地方分権改革論議が本格的に開始されました。

去る5月30日に地方分権改革推進委員会が示した「地方分権改革推進にあたっての基本的な考え方」や、6月19日に閣議決定された「経済財政改革の基本方針2007」においては、「『地方が主役の国づくり』を目指す」ことが強調されています。

しかし、これまでの地方分権改革は、機関委任事務制度の廃止や、三位一体の改革における3兆円規模の税源移譲が実現したことなど一定の前進はあったものの、真の地方分権を実現するには、まだまだ不十分なものであったと言わざるを得ません。

真の分権型社会の実現のためには、国と地方の役割分担を大胆に見直し、一体的に権限・事務・財源の移譲を進めるとともに、国と地方の二重行政の解消、国による過剰関与・義務付け・枠付けの廃止・縮小、国庫補助負担金の廃止により、国と地方を通じた行政の簡素化を図り、地方公共団体の自由度を大幅に高める必要があります。

さいたま市が政令指定都市としての責務を果たし、地方分権の時代にふさわしい自主的・自立的なまちづくりを推進していくためには、国と地方の役割分担を見直し、国から地方への権限の拡充とこれに伴う税財源の充実が不可欠であることから、真の地方分権の実現に向けた第二期地方分権改革の推進に当たっては、次のとおり要望します。

提案・要望事項

- 1 真の分権型社会を実現するため、地方公共団体の意見を聴きながら、国と地方の役割分担について徹底的に検討し、抜本的な見直しを行うこと
また、この役割分担に基づき、地方公共団体への一体的な権限・事務・財源の移譲を進めること
- 2 法令等による国の地方に対する関与・義務付け・枠付けの廃止・縮小を徹底的に行い、地方分権の本来の目的である地方公共団体の自由度を大幅に高めること
- 3 地方公共団体が自主的・自立的な行財政運営を確立し、地域のニーズに的確に対応するため、国庫補助負担金、地方交付税及び税源移譲の一体的

な見直しを図ること

その税源移譲の税目は、変動性・偏在性が小さく、安定した消費税などとする

また、国・地方間の税源配分を是正し、地方税中心の歳入構造とするため、税源配分は、国と地方間の税の実質配分が3：7であることから、当面5：5とすること

- 4 国庫補助負担金は、国と地方の役割分担を明確化し、生活保護費など真に国が義務的に負担すべき分野を除き、原則として廃止の上、税源移譲を進めること

その際には、指定都市市長会が提言した「廃止すべき国庫補助負担金」等を踏まえるとともに、地方の自由度の拡大につながらない単なる国庫補助負担率の引下げは、決して行わないこと

交付金化された国庫補助負担金については、国の関与が依然として残ることから、廃止の上、税源移譲を進めること

維持管理に係る国直轄事業負担金については、本来管理主体が維持管理費を負担すべきであり、地方公共団体に財政負担をさせることは極めて不合理であり、早急に廃止すること

- 5 地方交付税は、地方固有の財源として地方公共団体の基礎的な経営に必要な財源を保障するものであり、その所要額を確保すること

また、地方財政の安定的な運営を図るため、地方交付税を「地方共有税」に変更し、国の一般会計を通さずに、「地方共有税特別会計」に直接繰り入れるものとする制度改革を行うこと

〔担当：財政局 財政部 財政課〕

安らぎと潤いのある環境を守り育てる

<環境・アメニティ>

資源循環型社会の推進について

〔経済産業省・環境省〕

国においては、循環型社会の構築に向け、循環型社会形成推進基本法が平成13年に施行されたのをはじめ、資源有効利用促進法、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法等の諸法が順次施行されましたが、事業者、地方自治体、国民の適正な役割分担が明確にされていない等、多くの課題が残されております。

具体的には、スプリング入りマットレス等の適正処理困難物について、製造業者による適正処理ルートが確立されていないため、収集・処理に関しては市の負担となっております。また、適正な処置をされずに排出されたスプレー缶等による収集車両の火災事故が後を絶たず、対応に苦慮しております。さらに、不法投棄された家電4品目の回収及び処理費用についても、製造業者による回収ルートが確立されていないため、全て市の負担となっております。

つきましては、基本法の趣旨に基づき、事業者についても一定の負担を求める拡大生産者責任を踏まえた上で、3R（リデュース・リユース・リサイクル）を更に推進すべく、事業者、地方自治体、国民の適正な負担を定めた法体系を整備するよう要望します。

また、家電リサイクル法については、法律の施行後5年経過時に検討を加え、必要な措置を講ずるものとされており、現在、これに則った改正審議が行われていることから、上記事項を踏まえた評価・検討も併せて要望します。

提案・要望事項

- 1 爆発・火災等の危険性や有害性を有する製品及び物理的形狀等の理由により処理が困難な製品について、事業者による引取り及び処理の法的な義務付けを行うこと
- 2 家電リサイクルの円滑な推進を図るため、製造業者による回収ルートを確立するとともに、リサイクル料金の前払い方式への変更、グループ別の廃止、指定引取場所の増加、指定品目の拡大等、円滑なりサイクルルートの構築を目指した法整備を行うこと

〔担当：環境経済局 環境部 廃棄物政策課〕

子育てを応援し、だれもが健やかに安心して
暮らせる

< 健康・福祉 >

国民健康保険財政の確立について

〔厚生労働省〕

国民健康保険は、高齢者や低所得者層の加入割合が高く、財政基盤が脆弱である上、医療費の増加とこれに伴う保険税負担の増大が進み、保険者と被保険者の負担は、過重なものとなっています。

昨年の医療制度改革における後期高齢者医療制度の創設や、医療費の適正化を目指した、特定健診・保健指導の保険者への義務付けは、国民健康保険財政に大きな影響が予想されます。特に、特定健診・保健指導のうち特定健診については、国、県の助成はあるものの、保健指導については、財源措置がなく全額保険者の負担となっております。国民健康保険は、他の保険者と比較して高齢者を多く抱えることから保健指導対象者が多く、経費の全てを保険税で賄うことは、厳しい財政運営の中、事業の実施に困難をきたすものであります。

今後、医療費の適正化が図られることになりましても、国民健康保険制度の構造的問題を解決するものではなく、医療保険制度の一本化への道筋も示されないなど、長期的な安定運営のための抜本的な改革には至っていない状況にあります。

つきましては、国民健康保険制度の安定化に向けた取組を強く要望します。

提案・要望事項

- 1 国民健康保険制度が長期的に安定したものとなるよう、医療保険制度の一本化などの医療保険制度改革を早急に実現すること
- 2 保険者に義務付けられる保健指導については、国民健康保険の実情に配慮し、被保険者や保険者に新たな負担が生じないよう、必要な人的、財政的措置を講ずること
- 3 後期高齢者支援金の財源配分に当たっては、高齢者や低所得者の加入割合が高い国民健康保険に対し、過重な負担とならないよう配慮すること
- 4 後期高齢者支援金、療養病床転換に係る支援金及び前期高齢者交付金について、早急に情報提供や法整備を図ること
- 5 地方自治体が単独事業として、医療費の一部負担の免除等の福祉医療制度等を実施している場合における国庫負担金の減額調整措置を早期に廃止すること
- 6 各医療保険間の連絡体制を確立し、資格の得喪処理が職権で行えるように制度の改善を図ること。また、社会保険庁は、健康保険の強制適用事業所の事業主等に対し、健康保険に加入するように指導の徹底を図ること

〔担当：保健福祉局 福祉部 国民健康保険課〕

障害福祉サービスに係る利用者負担のあり方について

〔厚生労働省〕

さいたま市においては、障害者自立支援法施行に伴う障害福祉サービスに係る利用者負担の影響に対し、独自の激変緩和策として、本年1月から平成20年度まで、利用者負担の軽減策を実施しているところです。国においても、平成19年度、20年度の2年間、障害者自立支援法の着実な定着を図るための特別対策として、利用者負担の更なる軽減策が講じられました。

平成21年度以降についても、障害福祉サービスの利用が抑制されることにならないよう、国の責任において、特別対策事業を含め障害者本人及びその世帯の家計への影響を検証した上で、利用者にとってわかりやすく、安心して生活実態に合ったサービスを受けられる恒久的な利用者負担のあり方を構築することを要望します。

提案・要望事項

- 1 障害福祉サービスについて、利用者にとってわかりやすく、安心して生活実態に合ったサービスを受けることができる恒久的な利用者負担のあり方を構築すること

〔担当：保健福祉局 福祉部 障害福祉課〕

一人ひとりが生き生きと輝く個性を育む
<教育・文化・スポーツ>

義務教育費国庫負担制度及び県費負担教職員制度について

〔総務省・財務省・文部科学省〕

さいたま市では、徹底した行財政改革に積極的に取り組む一方、個性豊かな地域社会の形成、21世紀を担う心豊かな人材づくり等、新たな行政課題に取り組んでおります。

義務教育費国庫負担制度については、平成18年度から、小・中学校を通じて国庫負担の割合を3分の1に引き下げる義務教育費国庫負担法の改正が行われました。

真の分権型社会を実現するためには、学級編制及び教職員定数に係る権限等、道府県の諸権限を政令指定都市に移譲するとともに、税源移譲による地方税財政基盤の確立が喫緊の課題となっています。

つきましては、義務教育費国庫負担制度や県費負担教職員制度の見直しについては、学級編制、教職員定数等、包括的な権限移譲を図るとともに、地方に負担転嫁することのないように、その所要全額について税源移譲による財源措置を講ずることを要望します。

提案・要望事項

- 1 義務教育費国庫負担金制度については、今後とも地方六団体の「国庫補助負担金等に関する改革案」を真摯に受け止め、引き続き制度のあり方を検討するとともに、国庫負担制度の見直しに当たっては、地方に負担を転嫁することのないように、その所要全額について、税源移譲による財源措置を講ずること
- 2 県費負担教職員制度の見直しにおける給与費負担の政令指定都市への移管は、学級編制や教職員定数及び教職員配置等の包括的な権限移譲を前提に、その所要全額について道府県からの税源移譲による財源措置を講ずるとともに、今後急激に増加する退職手当所要額についても財源措置を講ずること

〔担当：教育委員会 学校教育部 教職員課〕

人と環境に配慮した質の高い基盤をつくる

< 都市基盤・交通 >

高速鉄道東京7号線の延伸促進について

〔国土交通省〕

高速鉄道東京7号線は、運輸政策審議会答申第18号（平成12年1月27日）により、「浦和美園駅から岩槻、蓮田までの区間が平成27年までに開業することが適当な路線」と位置付けられています。

当路線は、延伸されることにより、首都圏の放射状路線である高速鉄道東京7号線と環状路線である東武野田線とが結節され、都心中央部と埼玉、神奈川の一都二県を南北に結ぶ機能の強化が図られるとともに、首都圏の鉄道ネットワークの高質化に資する路線として期待されています。

また、さいたま市の副都心として位置付けている美園地区と岩槻地区の連携が強化されることで、「多彩な都市活動が展開される東日本の交流拠点都市」を目指す本市の新たな交通ネットワークが形成されることとなります。

本市は、高速鉄道東京7号線の先行整備区間（浦和美園～岩槻）の延伸に向け、沿線のまちづくり、交通ネットワークの強化、財源の確保、事業手法・事業主体の検討などの課題解決に向けた取組を埼玉県と共同で行っているところであります。特に、本事業の成立には、多額の資金が必要となることから、都市鉄道等利便増進法の適用が不可欠であります。

さらに、鉄道整備に際しましては、沿線のまちづくりや下水道・道路などの都市基盤整備に多額の地方負担が生じますことから、国の補助制度の拡充と地方負担額に対する財源措置について検討するよう要望します。

提案・要望事項

- 1 高速鉄道東京7号線の延伸に向けた取組に対して支援を行うこと
- 2 都市鉄道利便増進事業などの補助制度の拡充を含めた、財政支援を講ずること

〔担当：政策局 政策企画部 地下鉄7号線延伸対策課〕

水質保全上重要な地域における効果的な水質改善について

〔国土交通省〕

大都市における下水道普及は、社会資本整備の中でも根幹的なものと位置付けられています。近年、特に環境問題がクローズアップされる中、閉鎖性水域である東京湾が最終放流先となるさいたま市では、公共用水域の水質改善に向けての取組が最優先課題であります。

本市は、汚水処理施設の整備について、他事業との連携を図りながら事業を進めていますが、市内河川22箇所の調査地点のうち、未だ3分の1の箇所が水質汚濁防止法に定めるBOD（生物的化学酸素要求量）の水質環境基準を達成していない状況にあります。

水質改善を図る上で効果的な公共下水道は、平成18年度末に下水道普及率が82%を超えましたが、市内にはまだ約20万人の下水道未普及人口を抱えている状況で、この未普及解消対策を早急に進める必要があります。

このため、東京湾などの閉鎖性水域の水質改善が課題となっている地域で、流域別下水道整備総合計画が策定され、高度処理が位置付けられている地域において、公共下水道整備の支援制度を拡充するよう要望します。

提案・要望事項

- 1 東京湾などの閉鎖性水域の水質改善が課題となっている地域で、流域別下水道整備総合計画が策定され、高度処理が位置付けられている地域においては、公共下水道整備の支援制度を拡充すること

〔担当：建設局 下水道部 下水道計画課〕

産業の活力を高め、躍動する都市づくりを進める

< 産業・経済 >

正規雇用の促進に向けた取組について

〔厚生労働省・経済産業省〕

最近の我が国の雇用失業情勢は、厳しさが残るものの、改善が進んでいるところですが、パート、アルバイト、派遣労働者、契約社員、嘱託社員など、様々な名称を持った非正規雇用が増加し、正規雇用との格差が問題となっております。

こうした傾向はさいたま市においても同様であり、総務省統計局「平成14年就業構造基本調査」によると、役員を除く雇用者約47万人のうち、正規雇用が約32万人、非正規雇用が約15万人であり、非正規雇用の割合は、約32%を占め、全体の雇用者数の3人に1人が、非正規雇用となっています。

非正規雇用の増大は、社会の二極化・不安定化を招くばかりでなく、企業にとっても長期的利益をもたらさないことから、非正規雇用から正規雇用への転換について、容易に実現できる社会が望ましいところであります。

このような正規・非正規雇用等の問題に対し、本市では、正規雇用の促進するとともに、安定した雇用の場を提供していくよう、企業への意識啓発や働きかけを行うこととしております。

正規雇用の促進による安定的雇用の提供は、企業の社会的責任であると同時に、高度な人材の蓄積が図られていくという点で、企業の発展にとっても本市の安定的な成長にとっても、ひいては人口減少に転じた我が国全体の持続的な経済発展にとっても、極めて重要なことでもありますので、正規雇用の促進を図るための更なる国の支援について要望します。

提案・要望事項

- 1 正規雇用の促進による安定的雇用の提供は、企業のみならず我が国の持続的な経済発展にとって極めて重要なことであることから、国が率先して経済団体や企業にその取組を推進するよう、引き続き要請や働きかけを行っていくこと
- 2 非正規雇用から正規雇用への転換に当たっての事業主負担となる法定福利費等の軽減措置を講じ、正規雇用の促進を図ること

〔担当：環境経済局 経済部 労政経済課〕

安全を確保し、市民生活を支える

<安全・生活基盤>

地震防災対策の充実強化について

〔内閣府〕

さいたま市を含む南関東地域は、直下地震等の大地震の切迫性が指摘されており、人口が集中し、政治、経済の中核機能が集積された地域であることから、大地震が発生した場合の被害は計り知れないものになることが予想されます。

また、中央防災会議の首都直下地震対策専門調査会の被害想定においても甚大な被害の発生が予想されております。

こうした状況の中、災害の被害を最小限にするため、本市では自主防災組織の育成・支援や、防災訓練を実施しているほか、広域防災体制の整備として、「八都県市災害時相互応援に関する協定」を締結し、「八都県市広域防災プラン」を策定するなど、地震防災対策の推進を積極的に図っているところです。

しかしながら、市単独での施策や八都県市の対策だけでは一定の限界があるため、国における地震防災対策に関する施策の一層の充実強化について要望します。

提案・要望事項

- 1 首都直下地震では、膨大な数の帰宅困難者の発生が予想されるため、これら帰宅困難者に対する諸施策のより一層の充実を図ること
- 2 被災者の住宅再建に関する有効な諸施策を推進するとともに、制度の充実を図ること

〔担当：総務局 危機管理部 防災課〕

公共建築物の耐震化工事に対する支援制度の拡充について

〔国土交通省〕

建築物の耐震改修については、平成17年9月に中央防災会議で決定された「建築物の耐震化緊急対策方針」において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされています。

特に、公共建築物については、多くの市民が日常的に使用することから、利用者の安全確保の面、また、災害時には避難場所や災害対策本部・支部などの応急活動の拠点として活用されることから、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも、強力に公共建築物の耐震化の促進に取り組む必要があります。

さいたま市では、市有建築物耐震化計画を策定し、平成27年度までに耐震化100%を目指して、公共建築物の耐震化を鋭意進めているところです。

現在、耐震診断・耐震設計については、「住宅・建築物耐震改修等事業制度要綱」等に基づく支援制度があり、また、小・中学校施設の耐震化工事については、「公立学校施設に係る大規模地震対策関係法令」に基づく支援制度があります。

そうした点については評価をしているところですが、小・中学校施設及び市営住宅以外の公共建築物の耐震化工事に対する支援に関しましては、必ずしも十分とは言えない状況にあります。

つきましては、より強力に公共建築物の耐震化を進めるために、耐震化工事に対する支援制度の拡充を要望します。

提案・要望事項

- 1 公共建築物の耐震化工事に対する支援制度を拡充すること

〔担当：建設局 建築部 保全管理課〕

理解を深め合い、多彩な交流を広げる

<交流・コミュニティ>

2008年国連軍縮会議の開催について

〔外務省〕

今日、世界のあらゆる地域で急速にグローバル化、ボーダーレス化が進展し、様々な地球規模の課題が国境を超え、世界の人々が共に協働し解決していくことが求められております。このような状況のもと、世界の人々との相互理解、信頼関係を深め、世界の平和と繁栄に貢献するため、国はもとより地方公共団体の果たす役割は、ますます重要なものになっています。

平和を希求するさいたま市では、2005年（平成17年）に平和都市宣言を行い、この中で、国際社会の一員として、世界に開かれた都市づくりを推進するとともに、世界の恒久平和の実現に貢献するという基本理念を内外に発信しています。

また、本市総合振興計画基本計画に基づく、「世界に開かれた都市づくり」を進めるため、世界の恒久平和に貢献する国際理解の推進等の各種施策を進めています。

1989年（平成元年）から我が国で開催されている国連軍縮会議は、我が国の軍縮に対する積極姿勢を国内外に示すとともに、軍縮に関する国際的な議論を活性化するという重要な役割を果たしています。

この会議は、これまで平成元年から毎年国内各都市で開催され、軍縮に関する関心が広く浸透するとともに、市民の意識の高揚に大きな成果を挙げています。

本市での国連軍縮会議の開催は、本市が平和都市宣言の理念のもと世界に開かれた都市づくりを進める中で、大きな意義を有するものであります。また、会議の開催により、その成果や運営方法を、今後の市政運営に反映できるものと考えます。

つきましては、2008年（平成20年）の国連軍縮会議を、さいたま市において開催できますよう強力な御支援を要望します。

提案・要望事項

- 1 2008年国連軍縮会議をさいたま市で開催すること

〔担当：市民局 生活文化部 国際課〕